

◆1番(下市香乃美君) 皆さんおはようございます。傍聴席にお越しの市民の皆さんも市政への参画、本当にありがとうございます。傍聴も一つの市政への参画の道だなというふうに思っております。

先ほど近藤議員の方からもワールドカップのお話がありましたけれども、まあワールドカップに乗せられているというか、皆さんワールドカップ、ワールドカップとなっておりますが、やっぱり球技、団体スポーツをやっていく上で、私もママさんバレーの現役で、先日県知事杯で我がチームは3位をとることができましたが、やっぱり気持ちを前向きに持っていくというのが非常に大事だなと、きのうの韓国の勝利を見て——テレビの録画ですけれども、そういうふうに思いました。私もそういうふうに向きな気持ちで議員としての活動も頑張ってまいりたいと思います。

昨日は、成本議員の方から女性消防団員ということで、消防団の活性化のために女性をとという話がありました。本日の質問は7人中4人が女性ということで、岡山市議会での男女共同参画は着実に進んでいるのではないかなと思います。その女性議員のトップを私が質問させていただきたいと思っております。

それでは、1、e都市ランキング1位に関連して質問いたします。

皆様御案内のように、岡山市は日経パソコンの2002年5月27日号の特集「e都市ランキング」で全国の584都市の中で、東京都三鷹市と並んで第1位となりました。市長の情報政策が高く評価されたというふうに思います。

ここでは岡山市の公式サイトでの夜間・休日診療を行う病院の案内、報道発表資料、議会議事録、公共施設の予約、要望や意見・質問の受け付け、または自治体独自のIT講習の整備などが評価されたわけです。

そこでお尋ねなんですけれども、インターネットによる公文書の開示請求をしませんか。三重県や長崎県、静岡県、高知県、鳥取県、北海道などでは既に開始されております。市町村ではまだ行われていないようなのですが、市町村のトップを切ってe都市ランキング1位の岡山市でインターネットによる公文書の開示請求を始めませんか、お伺いします。

次に、公民館に配備されている市民が自由に使えるパソコンのことについてお尋ねします。

現在、公民館に1台ずつパソコンが配備されているんですけれども、このパソコンでは岡山市のホームページだけしか見ることができないんです。e都市ランキング1位の岡山市です。市民の方々に広くその利便性を御理解いただくために公民館で自由に使えるパソコンをインターネット対応にするべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、公民館で市民が自由に使えるパソコンの台数もふやすべきだと思うんですけれども、あわせて御所見をお伺いします。

次に、岡山市のホームページについてお尋ねします。

昨年6月、私が質問したときには23の部署のホームページが開きませんでした。総務局長からは400人の職員受講を予定しており、どンドンやるというお話でした。1年が経過した今、残念ながらまだホームページが開かない課や部署があります。その中で、4月1日の組織改革から2カ月以上たちましたが、事業経営課のホームページはまだ、「ただいま工事中です。しばらくお待ちください」となっております。また、児童クラブは今、総合的な見直しが進んでいるんですけれども、担当課が勤労福祉課に変わりました。けれども、ホームページ上では児童福祉課のところにありまして、掲示板で変わったということはお知らせが載っているんですけれども、動いておりません。

それぞれの課・部署でこれまでホームページができなかった理由、また更改がスムーズにできない理由は何でしょうか。市全部の課・部署のホームページが稼働するのはいつからになりますか。これまでの一課一ホームページづくりの取り組み方、今後の改善策についてお伺いします。

次に、今も申しましたけれども、ホームページは更新しないとやはり見てもらえないんですね。新しい情報が載っているかどうかがかぎというふうに思います。

先ほど近藤議員の方から土地改良事業についての質問もありましたが、市長の方からは、関連する情報の公開など早急に実施するというふうに所信表明でありました。ところが、農村整備課のホームページの「土地改良事業の動向」はいまだに「工事中」なのです。ホームページ上での情報公開は今すぐにでも取り組めるとは思いますが、いかがでしょうか。

次に、児童クラブについてなんですけれども、これはただいま総合政策審議会や保健福祉委員会で議論されております。委員会に出されている情報は、ホームページ上に情報が載っていないんです。保健・福祉部会における主要な意見というのは載っているんですけれども、資料についてはありません。市長は、市民協働の基盤として情報化による情報公開が必要、情報化は組織の意識改革にも有効とおっしゃっています。特に、子育て世代の支援策として力を入れ、総合的な見直しをしようとしているときです。基本的な考え方をまとめ、パブリックコメントを求めると市長はおっしゃっております。市民協働を進めていくのなら、考え方をまとめていくために必要な資料の情報公開というのが必要だというふうに思います。

児童クラブの総合的な見直しについては、可能な限りの情報や資料をホームページで情報公開するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、各課のホームページに更新履歴の欄を設けたり新着情報がわかるようにしたり、情報としては2年くらい前のものも載せておく、そのように岡山市の行政をわかりやすくするように、ホームページをつくっていくことが大切だと思います。

岡山市のホームページ全体の改善のための手段や方法は、情報政策課が取りまとめて発信していくのでしょうか。その中で、各課の目標設定はことし取り組む業務内容がよくわかるようになっていきます。各課のホームページに各課の目標設定を載せると、それだけでも市民に開かれた業務になると思っております。いかがでしょうか。

2、ボランティアについてお尋ねします。

市民協働のまちづくりを進めていくためには、市民への情報提供とともに、市民ボランティアの育成が欠かせません。岡山市は個人登録ボランティアとして、新しく情報ボランティアや学校支援ボランティアを募集しています。以前から観光ボランティアもありました。

そこで、ボランティアは阪神大震災以降急増し、市民権を得たと思います。活動分野が広がり、活動する人数もふえているところです。ボランティア活動は趣味の活動とは違いますし、安上がりのサービス提供者とも違うというふうに思います。

市とボランティアの役割分担、またパートナーシップについてどのようにお考えでしょうか。

個人登録ボランティアとして、それぞれどれくらいの人数を想定されているのでしょうか。

また、岡山市全体のボランティア人口はどのくらいと考えていらっしゃいますか。

次に、先ほどの市の3つの個人登録ボランティアですけれども、これはボランティア保険を市が払っていたり、個人の負担だったり、その取り扱いがさまざまなんです。その理由についてお答えください。

次に、学校支援ボランティアについてお尋ねします。

学校では、これまでもボランティアティーチャーや総合学習において、地域の皆さんにボランティアをお願いしているところがたくさんあります。これまでの活動に、プラス今回のものを加える理由は何でしょうか。

各学校で今までお願いしていたボランティアと、新しくできた学校支援ボランティアとはどのように区別をするのか、また一緒なのか、どのように整合性をとるのかお伺いします。

これはインターネットのホームページ上なんですけれども、小学校、中学校、全市、どこでも行きますよ、そういうふうに分かれて掲載されております。こういう枠組みなんですけれども、依頼する学校側からはわかりにくいというふうに思います。学校ごとの分類も必要ではないでしょうか、お尋ねします。

次に、現在行われているボランティアは、有償あり無償あり、ボランティア保険の市の負担あり、負担なしといういろいろです。ボランティアには定期的に提示を約束されるものもあり、労働は無償で提供するけれども、持ち出しは勘弁してほしいという声も聞きます。ボランティア人口をふやすためにも、市民の方々の持てる力を可能な限り提供してもらうためにも、有償、無償のボランティアについて、市としての一定の考え方を示すべきではないでしょうか、お伺いします。

次に、個人一人一人の力は小さいものです。一人一人が力を合わせ、市民活動、NPO活動が活発になるようにNPOサポートセンター、あるいは市民活動サポートセンターが必要だと思えます。御所見をお伺いします。

さて、この項を最後に、今ここでボランティア活動を活性化するためにボランティアの経験者、現在ボランティアを行っている人、またこれまで行政と一緒に汗を流してきた市民の方々など、幅広い市民の方を対象にボランティアに関する意識調査を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

3、目標設定についてお尋ねいたします。

岡山市は昨年4月、市民にわかりやすい市政の運営、組織の活性化、職場の意識改革、市政運営の政策的評価をねらいとして目標づくりを実施いたしました。1年間実施してみて、目標づくりという手法は、初めに設定した趣旨に対して結果はどうであったのかお尋ねします。

総合的な評価はまだなされていないということですが、各局室単位で主管課がまとめていると聞いております。都市整備局、保健福祉局、教育委員会、病院局を事例に各項目についてお答えください。

目標の達成年度、到達すべき水準の設定の基準はどこで設定し、また妥当だったか。

期間中のチェックはどんな頻度でだれが行ったか、またチェックの結果、どんな指示が出されたか。

職場の意識がどう変わったか。

目標づくりという手法では、到達すべき水準をできるだけ高く設定すること、また結果を評価することだけでなく、目標を達成することがそのねらいなのです。適当な時期にチェックがなされ、達成のための指導が重要であると思えます。この作業を通して職場の意識がどう変わったかを含めてお答えをお願いいたします。

次に、昨年度は課長以下、課員全員参加で目標づくりがなされました。ことしも同様に作業が現在行われています。この目標づくりの手法、やり方に関してどんな改善がなされたのでしょうか。既に14年度の目標づくりについて指針が出されています。目標の設定としてとらえている項目が市政の方向、重要政策に合っているか。「目標の達成年度・水準など」欄に達成すべき年度、水準等が書かれているが、それを達成したときに得られる成果、アウトカムが表現されているか。それらしき表現は「職場の役割」欄にあります。やはり別に書く欄を設けて表現した方がわかりやすくなると思えます。

さらに、指針にはありませんが、この項目を達成するのに必要な人員、予算も記入する欄があるべきだと思います。これで投入資源とその成果、アウトカムの比較ができます。

以上2点、これを盛り込めばこの手法がより効果を発揮し、価値が高まると思えますが、いかがでしょうか。

次に、病院局。岡山市立市民病院では、平成12年度、13年度と大きな改善がなされていますが、まだ目標は達成できていません。平成14年度も目標の設定は単年度収支での赤字ゼロ。これを達成するのに、CT、MRI等高度医療機器による救急医療の充実や人間ドック・脳ドックの受け入れ件数の増加と、オーダーリングシステムの2次導入によるさらなる患者サービスの充実を挙げています。2年目になりますが、これらの取り組みで、目標が達成できることについて自信のほどをお聞かせください。

最後に、市長は行政経営フォーラム公開シンポジウムで、「都市経営の基本」について講演されています。この中で経営の基本として、任務条例、目標設定、情報公開、そして行政評価を挙げ、それぞれのねらいについて御自身のお考えを述べておられます。

今年度は目標づくりを実施しますが、近い将来、いわゆる行政評価を導入するお考えはありませんか。行政評価については、既に一部の職員の方が勉強を始めているとも聞いております。また、ある事業では、既に行政評価に基づいた事業プランづくりがなされてもいます。市長のお考えをお聞かせください。

4、介護保険と高齢者福祉についてお尋ねいたします。

最近の介護保険に関する議論の中に、厚生白書の統計数値などに触れながら、高齢者の実像は経済的に豊かになっている、したがって、介護においても応分の負担が当然であると主張するものがあります。例えば、「平成12年度版厚生白書」によれば、65歳以上の人がある世帯の1人当たり年間平均所得額は203.2万円、高齢者世帯207.0万円であり、全世帯平均の222.7万円と遜色がない水準であり、平均的に豊かになり、現役世代との所得格差がなくなっていると豊かな高齢者像を強調しています。

先日、崎本議員の方から岡山市の高齢者アンケート調査から年収200万円以下の方がとても多いというお話がありました。厚生白書で見ても、高齢者世帯所得の最頻値は100万円から200万円、中央値が200万円から300万円なんですけれども、いずれも平均値よりも低額になっています。さらに、生活

保護の標準世帯一級地基準額相当の200万円以下の世帯は、高齢者世帯の40%を超えているのです。こういう状況を市としてどのように認識されているでしょうか、お尋ねいたします。

次に、岡山市は昨年10月から介護保険料の減免を始めました。国から求められている3原則をクリアする形のものですけれども、この減免制度のお知らせはどのような方法で市民の方に届いていますか、介護保険料の減免制度に対する今後の考え方についてお尋ねいたします。

次に、施設介護から在宅介護への移行がなかなか進んでいない状況があると思います。岡山市の特養待機者は、ことし1月1日現在、2,228人います。病院から在宅になっても、また病院に戻るといふ方もたくさんおまして、特養に入れるまで病院を転々とする、いわゆる社会的入院の方もまだいらっしゃる状況です。

2月議会で市長からは、特養施設整備が進むよう配慮するという御答弁がありました。特養だけでなく、ケアハウスやグループホームが低料金で利用できるシステムが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、高齢者夫婦が住める介護つき住宅などの建設を民間事業者が進めるための融資制度も考えてほしいというふうに思います。

介護保険への転換は全国的には6割程度と言われておりますが、岡山市の場合、医療保険から介護保険へどのくらい負担が移りましたでしょうか、お尋ねします。

次に、高齢者世帯の中では介護保険になっても医療保険で対応してもらった方が個人的な出費は低いということで、医療保険を望んでいる方がいらっしやいます。その上、高齢者世帯の中には無年金者の方もいらっしやいます。世帯非課税にならない場合には、無年金者であっても利用料は減免されません。福祉での配慮が必要なケースもあると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、2003年—来年度の見直しに向けてお伺いします。

国の見直し案ではケアマネジャーによるケアプランの作成、訪問介護—家事援助—の単価引き上げ、そして施設サービスの報酬引き下げが今言われております。岡山市の見直しの方向性は保険料の値上げはせず、調整をしていくというお考えでしょうか。

また、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の2年間の実施における問題点、またその問題解決の方法はいかがでしょうか、お尋ねします。

次に、介護予防拠点整備事業についてお尋ねします。

高齢化の進展度合いから、それぞれの地域に介護予防拠点施設は本当に必要なものだというふうに思います。今議会に介護予防拠点整備事業の補正予算が計上され、昨日、太田議員の方から質問もありません。この整備事業は計画的に進めてほしいというふうに思います。それで、今回この場所に決めた考え方をお示しいただきたいと思っております。

社会福祉協議会などが援助しています「ふれあい・いきいきサロン」は介護予防の事業の一つですけれども、その多くはコミュニティハウスや町内会の集会所等で行われております。高齢社会に対応していくためには地域の拠点は本当に必要です。民間のボランティア団体が「ふれあい・いきいきサロン」のような事業を進めていくときに、最も障害となるのは場の確保なのです。今回の介護予防整備拠点事業は、国庫負担100%ということですが、これからも地域の声にこたえ、柔軟に対応し、整備していくことを強く要望いたします。

また、介護予防拠点施設として学校や幼稚園の空き教室は利用できないでしょうか、お尋ねします。

5、土地改良事業についてお尋ねします。

これはただいま藤議員の方から細かい御質問がありました。

監査報告は抜本的に改善するよう国、県へたすことを勧告しているというふうに思います。私の方からは、今の御答弁を聞いた上で、今の市長のお話では、全国市長会等でのお話はあったということなんですけれども、岡山市長個人でそういうお考えを出すつもりはないかということで、市長の御見解をお聞かせいただきたいと思っております。(発言する者あり)一人でということはないかということなんです。

それと、今専門委員の人選についての基準というのがありましたけれども、専門家を入れたということなんです。私は、ぜひここには専門家ではなく一般市民の声も要るのではないかということで、公募などにより一般市民を複数で審議委員に選定するべきではないかというふうにお尋ねいたします。

6、紫外線対策についてお尋ねします。

中央児童福祉審議会において紫外線の皮膚への影響が問題にされてきたことから、1998年母子健康手帳の「日光浴」の語句を削って「外気浴」にすることが省令改正として通達されています。現在、岡山市の親子手帳なんですけれども、岡山市でも通達後、「日光浴」が「外気浴をしていますか」というふうに改められております。

また、NHK岡山放送局では、ことし4月からきょうの「紫外線情報」というのを放送しています。見られた方もいらっしやると思うんですけれども、この情報は日本気象協会のUV指数に基づいたもので、紫外線の強さを「非常に強い」「やや強い」「強い」「弱い」という4段階であらわしています。気象協会では、ある地点に降り注ぐ紫外線量は、過去の統計的な数値から求めており、その値をもとに全国約840地点の天気予報、標高、地表、反射率を計算して紫外線の量に応じたランクを表示しているということです。

ここに6月17日の「紫外線情報」というのがあるんです。岡山県は、岡山、玉野、蒜山高原、倉敷、津山、牛窓の6地点があるのですが、どれもCということで、岡山、香川、徳島、高知、愛媛とあるんですが、この5県の中では一番高い数値になっております。Cランクというのは「やや強い」ということなんですけれども、ひりひりして小さい水膨れやむくみを伴う真っ赤な日やけとなるということなんです。(「ほう」と呼ぶ者あり)そうなんです。

このUV指数の数値というのは、お昼前後4時間の紫外線の強さとなっております。紫外線が増加すると、人体に対しては、皮膚がんが増加する、皮膚の光老化、しみ、そばかす、しわが増加する—これは女性の方はよく御存じだと思うんです。その上に視覚障害として、角膜炎、白内障が増加する。また、免疫力が低下して感染症にかかりやすくなる、体調を崩しやすいということが言われております。

そこでお尋ねいたします。

この紫外線がふえてきたのは、フロンガスによってオゾン層が破壊されているということが原因なんですけれども、ことし4月からフロン回収破壊法が施行されまして、フロンの回収と破壊が業者に義務づけられました。市として今日の現状をどのように把握し、市民や事業者にどのような啓発を

行っているのかお尋ねします。

次に、紫外線による症状の大きさは浴びた紫外線の蓄積量によるそうです。人間は18歳までで生涯浴びる紫外線量の約半分を浴びると言われています。

そこで幼児を含む保育園、幼稚園、小・中学校の子どもたちの紫外線予防が気になるところです。既に対策を実施している自治体もたくさんあるのですが、まず保健福祉局、市教委の紫外線に対する認識をお聞かせください。

次に、信頼できる情報を研究の上、保育士や教員への情報提供、指導をすぐにでも行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また保護者、市民への情報提供も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

そして、保育園、幼稚園、小・中学校などでの紫外線防止策の実施等、すぐにできるところから対策を始めるべきと考えます。当局のお考えをお聞かせください。

最後に、7、障害児教育・福祉についてお尋ねいたします。

まず、地域の小学校に通っている障害児の支援についてです。

心のバリアフリーの進展に伴いまして、現在ではかなり重度の障害のある子どもたちも地域の小学校に通っております。今議会では、藤井議員の方から障害児の就学先の学校を早い時期に決定してほしいという質問もありました。本当にそのとおりだと思います。そして、決定に至りましたら速やかにその子どもに合った環境を整えていただきたいというふうに思います。

さて、障害児の地域の学校への就学には教育補助員も必要になります。通常学級でも障害児学級でも、必要なところに十分な教育補助員が配置されていますか、お尋ねします。

学校の中で障害児や教員が困っていることはありませんか。

小・中学校は義務教育です。学校の管理運営は教職員だけで行うのが基本ではないかというふうに思います。障害児教育における教員の補助として、学校支援ボランティアについてのお考えをお聞かせください。

最後に、障害児の放課後はそのほとんどが家庭内で過ごしている現状にあります。特に土・日や三期休業などは、長い時間家の中で過ごすこととなります。障害のある子どもたちはスポーツ少年団や子ども会の行事にも参加しにくい現状です。

今、岡山市は学童保育の総合的な見直しの中で、障害の重い児童の受け入れについても段階的に取り組もうとしているところです。しかし、児童クラブの対象は3年生までであり、障害児の場合はそれだけの対応では不十分だというふうに思います。4年生以上の障害児にも障害児の福祉施策として、放課後施策が必要だと考えますがいかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 191

◎市長(萩原誠司君) 土地改良の話、一人でという、よくわかんなかったんですけども、もちろん全国市長会で言ったときも私一人で言いましたし、こういう議論を始めて、一生懸命やっている都市っていうのはそうないわけですから、世の中に伝わっているとは思いますがね。ちょっと趣旨が余りびんとこなかったもんですから、お答えになっているかどうかわかりませんが、これからも頑張っていく予定です。

それから、インターネット関連ですけれども、当市のホームページ、一課一ホームページという一応の目標でやっていますけれども、それについて個々に御指摘をいただきましてありがとうございます。その指摘は全部実行する方向で指示を出し直しておきます。

私も折に触れて言っていますが、余り言うとうるせえと言われますので、たまに注意してやっとなすけれども、やはりきちっと情報が更新をされておること、あるいは必要な情報が出ること……、結構現場も大変みたいでして、例えば住民意識調査の公表をしましたね。あれを「すぐインターネットで見れるようにしようやあ」と言うたら、ようけ量があり過ぎて入らんかったとか、結構個別のときに情報量の問題なんかでいろいろ悩みが出てくることはあるんですよ。だから、個々の理由というのは千差万別ですけれども、技術的な問題とか忙しかったとかという問題が主なようであります。ただ、必要なことですから、これはきちっとやってくれるように指導をしていこうと思っております。

それから、今後のe都市ランキングに挑戦するかどうかは別としまして、インターネットで情報の開示請求ができるようにするという事は非常に大きな話なんです。お尋ねにありましたね。これは物すごく大きな話なんです。私どもとしては、今文書管理システムというのをやっていますね。あれは、実はうちの特徴なんですけども、文書管理・アンド・情報公開システムという考え方でやっています。管理するのは内部のためですけども、管理をベースにして情報公開ができるようにしようというシステムなんです。これがとりあえず平成15年度の稼働目標になっていまして、それができますと、管理システムの中に入っている公文書というのはホームページ上から請求できるようになるわけでありまして、これは非常に私どもとしても期待をしているわけでありまして、

それから……、これは済みません、お答えをしようと思いましたが、植松局長が絶対答えるということですので、お譲りをします。

以上でございます。

P. 191

◎病院局長(藤原作馬君) 質問3の14年度の目標設定について、市立病院の単年度収支での赤字ゼロという目標設定に向けてのお尋ねでございます。

高度医療の提供やIT化による待ち時間の短縮といった患者サービスをさらに充実することによりまして、市民の信頼を得て患者増につなげようとする取り組みを進めております。

本年度は診療報酬のマイナス改定のほか、医療制度改革に伴う自己負担増による受診抑制が予測されるなど、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。そうは言いながら、目標の達成に向けてはさまざまな困難が伴うと認識しておりますが、職員一丸となって努力してまいりたいと思っております。

以上です。

P. 192

◎企画局長（天野勝昭君） 先ほどの市長答弁を補足させていただきますが、一課一ホームページの完成というんですか、これは7月にはすべての課のホームページが立ち上がるということでございます。

それから、岡山市全体のホームページの改善ということでございますけれども、岡山市のホームページを市民に開かれた窓と考えまして、これまでも整備充実に努めているところでございます。作成とか更新はそれぞれの課で行う一方で、市のホームページ全体としての使い勝手や掲載内容の改善につきましては、これまでも数次にわたって改善を行ってきているところでございます。さらに、その結果といたしまして、全国的な評価も得られておりますが、情報政策課を中心にさらに努力してまいりたいと考えております。

それから、各課の目標設定につきましては、平成13年度は行政改革推進課のホームページにその一覧表を掲載してございましたけれども、今年度は一覧表、評価票及び目標設定票を各局室単位に各局室の主管課のホームページにまとめて掲載するように予定しております。

以上でございます。

P. 192

◎市民局長（松本征二君） ボランティアについて一括して御答弁申し上げます。

御指摘のように、個人の自発的な意思のもとにボランティア活動に参加したり、関心を持つ市民がふえており、さらに特定非営利活動促進法が施行されたことに伴いまして、近年はNPOなどの組織的に非営利公益活動に取り組む団体も注目されるようになってきているところでございます。

岡山市でも、昨年4月から施行しました協働のまちづくり条例に基づきまして、市と市民、非営利公益活動団体が協働して、豊かで活力ある地域社会を実現するための協働のまちづくりを幅広く推進しているところでございます。

個人で取り組むボランティアにつきましては、市の制度として観光ボランティアがあり、また新たに情報ボランティア、学校支援ボランティアなどを募集しているところでございますが、それぞれの事業の目的、活動内容やニーズによって登録人数は異なるものと考えております。

ボランティア保険につきましては、観光ボランティアのように、当初市が負担していましたが、昨年からは本人負担としたケースもあるなど、それぞれの制度の目的、創設時の経緯等に応じまして異なる取り扱いがなされております。

一般的なボランティア活動は、サービスの対価、ボランティア保険の負担、時間的な拘束など、その態様は活動の内容によってまちまちでありまして、そのことが個人の自発性に基づくボランティア活動の特色であるとも言えます。

いずれにしても、市民や非営利公益活動団体の知恵と力を生かした協働のまちづくりを進めていくための機運づくりが重要であると考えておりまして、マナビネットによるボランティア情報の提供など、条例の趣旨を幅広く市民に普及啓発していくとともに、非営利公益活動団体の活動を積極的に支援していくための市有施設の活用等、活動の場の支援などにつきましても、事業内容に応じて適宜対応していきたいと考えております。

なお、ボランティア活動に限らず、今後とも協働のまちづくりを積極的に推進していく観点から、さまざまな手法を工夫しながら幅広い市民の方々の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 192

◎保健福祉局長（堀川幸茂君） e都市ランキング1位に関連しての中、児童クラブに係るお尋ねでございますが、児童クラブについての情報や資料は、既にホームページに掲載しております。しかし、今回の児童クラブの総合的な見直しについての情報や資料につきましては、パブリックコメントの段階で掲載し、幅広い市民の意見をお聞きしたいと考えてございます。

次に、介護保険と高齢者福祉についての御質問ですが、豊かな高齢者が強調されているがどのように認識しているのかというところでございます。

保険料賦課の基準であります所得段階を平成13年度の被保険者数の割合で見ますと、市民税が課税されていない第1段階から3段階が70.3%、市民税が課税されております第4段階から5段階が29.7%となっております。全国平均と比べて見ますと、第4段階から5段階の所得のある人がワンプoint高くなってございますが、ほぼ全国並みではないかというふうに考えてございます。

介護保険料の減免の周知と制度に対する今後の考え方でございますが、保険料減免制度につきましては、納入通知書にパンフレット——「介護保険の保険料とサービス」という題名ですが——を同封するとともに、「市民のひろば」への掲載によりまして、被保険者への周知を図っているところでございます。

また、今後の保険料減免の内容につきましては、一昨日、崎本議員の個人質問にお答えいたしましたとおり、高齢者計画策定専門委員会の中で御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

ケアハウスやグループホームを低料金で利用できるシステムのお尋ねでございますが、ケアハウスについては利用者の負担額の一部が国・市の補助金によって軽減されておりまして、グループホームについても介護に関する部分は介護保険の対象で、利用者負担は1割というふうになってございます。部屋代、食事代等は実費負担であるため、これを減免することは考えておりません。

次に、医療保険から介護保険へのくらの負担が移ったかのお尋ねですが、平成12年度の老人保健医療費から介護保険に移った医療費は約93億円と推定されております。

次に、高齢者の状況でございますが、世帯非課税にならない場合、無年金者であっても利用料は減免されていないということのお尋ねですが、利用料減免の範囲や基準につきましても、一昨日の崎本議員の個人質問にお答えいたしましたとおり、高齢者計画策定専門委員会の中で御議論をいただきたいというふうに考えてございます。

保険料の値上げはせず、調整をしていくという考えかということと2年間の実施における問題点、解決方法などのお尋ねでございますが、計画見直しに当たりましては、適正な介護サービス必要量を見込むことが適正な保険料にもつながるものと考えております。

問題点といたしましては、特養待機者の増加、施設と在宅サービスのバランス等が考えられます。また、介護予防、生活支援対策など、幅広い視点から現状を分析した上で、今後に向けた対策について高齢者計画策定専門委員会を中心に議論をしまいたいというふうに考えてございます。次に、介護予防拠点整備事業に関連してのお尋ねでございますが、本年4月に厚生労働省より追加協議の連絡がございまして、候補箇所の選定を早急にしなければならないという状況がございまして、13年度に候補が挙がっていた箇所であり、かつ、この事業の趣旨に沿って、非常に地元の熱意が強かったということで2カ所を決定いたしました。紫外線対策について一括して答弁をさせていただきます。子どもの健康と安全を守ることは、保育の基本でございまして、一人一人の子どもに応じて配慮することは言うまでもありません。御質問の紫外線についても、長時間にわたりまして浴びない方がよいと言われておるところでございます。これから夏に向かい、紫外線が強くなる時期になりますので、木陰や涼しい場所での遊びの工夫、テントやよしずを使い、日陰や涼しい場所の設置、帽子の着用など、日ごろの生活状況を再確認しながら子どもの健康に注意をしまいたいというふうに考えてございます。4年生以上の障害児の放課後施設が必要ということのお尋ねでございますが、現在進めております児童クラブの見直しの中では、重度障害児の受け入れに当たりましては、当面まず試行的な取り組みを行い、その成果を見ながら受け入れ体制の整備を考えていくこととなっております。したがって、御指摘の4年生以上の受け入れにつきましては、これら一連の取り組み過程を見ながら検討していく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

P. 194

◎環境局長（中山正汎君） フロン回収破壊法についてのお尋ねでございます。昭和63年にオゾン層保護法が制定され、ずっとしばらくかかりまして、平成7年末にフロンの生産が全廃されたわけでございます。しかしながら、現在エアコンや冷蔵庫などの機器の中に充てんされるという格好で、相当量の残量があるということにつきまして、昨年でございますけれども、13年6月に議員御案内のフロン回収破壊法が制定されまして、本年4月1日からこの法が施行されたわけでございます。この法は、所管行政庁は回収業者の登録事務は県が、それからフロンの破壊の許認可につきましては主務大臣、すなわち環境大臣と経済産業大臣の許可を要する。その手続の中で回収して適正な処理をするという法律でございます。市の方としては、直接この法にはタッチしないわけでございますけれども、直接市民の方々に影響する問題がございまして、3月号の「市民のひろば」にこの法の施行の御案内をいたしております。今後とも県、国からこの法の施行の状況の情報をいただきまして、ホームページに掲載したいというふうに考えております。またその結果につきましても、事業者、市民に、パネル展などを通じまして、適正なフロンの回収が行われるよう啓発に努めてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

P. 194

◎経済局長（和氣島美彦君） 土地改良事業についての専門委員に一般市民をというお尋ねでございます。先ほど近藤議員にもお答えいたしましたとおりでございますが、市民の皆様からも意見が聞けますように、委員会の運営に当たりましては、意見の募集等を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

P. 194

◎教育長（玉光源爾君） 公民館のパソコンについて、2点のお尋ねであります。公民館の市民利用端末機は、市民が各種の生涯学習情報を入手したり、主なスポーツ施設の予約・抽せん申し込みをしたりするために設置しております。これをインターネット接続すると、本来の目的で利用しようとする人と競合いたしまして、端末機本来の利用ができなくなる可能性が高くなってまいります。また、インターネットに接続いたしますと、コンピューターウイルス対策、アダルトサイトへの対策の面からも難しい面がございまして、さらには回線使用料、プロバイダー契約料等の経費の問題も出てくるわけでございまして、以上のようなことから端末機をインターネット接続することは困難と考えております。次に、端末機の増設につきましては、今のところ設置しております端末機1台で十分対応ができておりまして、現段階では増設するという予定はございません。次に、学校支援ボランティアについて、3点のお尋ねでございますが、一括してお答えいたしますと、学校支援ボランティア制度を導入した理由といたしますのは、地域の人材を全市的視野に立ってより広く発掘すると。それをマナビネット岡山に掲載して、全市的な人材バンクをつくるということで情報の共有化を図るということでありまして、次に、これまでのボランティアティーチャーと申しますか、多くの方がおられるわけですが、学校支援ボランティアとして登録していただけるかどうかを確認するということ。それと同時に、新たに登録して下さる方を募集すると。これらをもとに全市版のボランティアリストを作成いたしまして、マナビネット岡山に掲載すると。今までの各学校の取り組みを生かしながら、さらに全市的な視野で学校教育を幅広く支援していこうというものであります。最後に、学校ごとの分類という点でございまして、活動希望する学校を指定して申し込みをされた方につきましては、そのリストを当該学校へお送りすることによって各学校の人材活用を一層促進してまいりたいと、このように考えております。次に、介護予防拠点整備事業について、学校等の空き教室の件でありますけれども、学校の空き教



室というのは、恒久的に教室があいておると見込まれる場合に、教室の学校教育施設以外への転用につきましても、学校教育に支障のない範囲で地域の実情を勘案しながら検討していく必要があると思っております。

これは、厚生労働省の社会福祉施設整備事業の通知が14年2月1日に出ておりまして、これについて我々も考えていきたい、このように思っております。

それから、紫外線対策につきましては、4点ございまして。この4点についてお答えいたします。

過度の紫外線を浴びることは健康への影響があると指摘がなされるようになりました。これも、14年6月12日に県の方から通知をいただいております。熱中症の予防についてというこの中で、今の紫外線対策ということであつたわけでありまして。それは、帽子を着用するとか、紫外線対策に配慮する旨の通知ということでありまして。

現在、各校・園での対応はさまざまでありましてけれども、例えばアトピー性皮膚炎の児童・生徒等につきましても、戸外での活動では帽子・長袖の着用を認めるというような、そういう配慮をしておるところであります。今後とも、情報の収集に努めながら、必要に応じた措置を講じてまいりたいと、このように思います。

次に、障害児教育について3点の御質問ですが、前2点についてまずお答えをいたします。

教育補助員は、障害の状況に応じて必要性の高いところに配置しております。

また、配置の要望が年々増加傾向にありますけれども、厳しい財政状況ではありますが、子どもの実態を把握しながら対応してまいりたい、このように思います。

障害のある子どもの指導につきましては、教育補助員の配置がなされておるかどうにかかわらず、全教職員が障害児の持つ学習や生活上の困難さを理解し、学級担任を中心に個に応じた支援ができる指導体制を工夫して取り組むことが求められております。このことについては十分やっていきたいと、このように思います。

3点目の障害児についてでありますけれども、障害者の支援につきましては、一人一人の障害の状況や、ボランティアの方の支援内容を把握するわけでありまして、その把握の中で保護者と学校がよく話し合いをしながら進めていく必要があると、このように思っております。

ボランティアのお力をいただくことは、市民協働で子どもたちを育てていくという視点からも、非常に意義が深いことであるというふうに思っております。

以上です。

P. 195

◎総務局局長次（植松健君） 平成13年度「目標づくり」の効果に関連いたしまして、都市整備局と関係各局に御質問がございましたので、一括して答弁させていただきます。

まず、第1点目は、目標の達成年度等はどこで設定したか。また、それらは妥当なものであったのかとの御質問でございます。

13年度目標については現在レビューを行っているところでございまして、最終的にはその結果をまとめて評価したいと思っておりますが、この目標づくりそのものが各課・各職場においてそれぞれの任務や役割を目指して検討、設定され、また市民からの御意見も伺いながら取り組んでまいりましたので、おおむね妥当なものというふうに考えております。

それから第2点目は、チェックの方法等についてでございますが、職場により目標の内容が多様でございますので、一概には言えませんが、各局では朝礼あるいは局長会議を行ったり、また病院局のように運営委員会を活用するなどによりまして、それぞれ所属長が中心となってチェックし、その対応について指示を出しているところでございます。

それから、第3点目でございますが、職員の意識についての御質問です。

このような取り組みを通じまして、職員は各職場の任務や、あるいは役割を再確認し、目的意識を持ち、コストを配慮するなど効果的な手段を考え業務の遂行に当たっていると、あるいは任務遂行の原動力になっている等々の報告を各局からいただいております。着実に職員の意識改革につながっているものと確信いたしております。

次に、目標の設定票にアウトカムや人員、予算を盛り込むべきではないかとの御指摘についてでございますが、14年度の目標設定に当たりましては、市民本位の視点であるか、あるいは市政の方向を反映しているかなどの視点を示し、取り組んでおります。その1つといたしまして、可能なものはできるだけアウトカムを数値であらわすようにいたしております。

目標づくりの手法につきましては、今後とも順次改善を加えていき、内容を充実していく所存でございます。

最後に、今後「目標づくり」に当たり行政評価を導入する考えはないかとの御質問でございますが、13年度の「目標づくり」では、職員の意識改革そのものをねらいの一つといたしまして、すべての職場を対象に職員の自発的な考え、多様な発想力なども取り入れてまいりましたが、14年度における取り組みの特色は、前年度の目標とその取り組み状況につきましてランクづけを行い、第一義的には各課で評価し、さらに各局主管課で再評価し、これらを含め公表し、市民からの御意見をいただくというふうにて予定いたしております。そういった意味では、行政評価の視点を備えているものと考えております。

なお、行政評価制度を導入する考えは今後ないかどうかとの御質問でございましたが、議員御承知のように既に現在、男女共同参画社会の推進に関連しての行政評価の視点からのプランづくり、こういうふうなものが行われております。必要に応じて特定分野については導入しておりますので、その辺の状況、あるいは「目標づくり」での推移等を見て今後対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔1番下市香乃美君登壇〕

P. 196

◆1番（下市香乃美君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

最初にいろいろと御紹介をしたいと思います。まず紫外線のことです。

いろいろありましたけれども、私は情報提供をどういうふうにしていくかというふうにお尋ねしているんですね。そのことについては、明確にお答えいただきたいと思っております。

保育士や教員、それと市民、保護者へというのも聞いているんですが、これについてはどこが答え

るのかわかりませんが、お答えがなかったので、よろしく願います。

それで、その中でちょっと情報として私はここで提供したいんですが、学校で使われている赤白帽、それがUVカットということで、ここが重要なんですよね。この襟首、耳からこの部分に紫外線が当たるのを防ぐのが一番よろしいということですから、こういうのもあります。

それと、これ今学校でもプールの授業があると思うんですが、これちょっと子ども用で小っちゃいんですけれど、こういうちょっと生地が違うのでプール用のものもあります。これもやっぱり……（「紫外線をカットするんじゃない」と呼ぶ者あり）そうなんです。これ保育園の子どもたちでもかぶれるようなものなんです。でも、私もかぶれますね。（笑声）

教育長、プールのときに、今かぶっているのはつばもありません。耳のところもありますが、こういうものもあるんですね。こういう情報をぜひ提供していただきたいというふうに思うです。

（「下市さん、それは特許がある」と呼ぶ者あり）特許。あると思います。UVカットのできません。

それと、水着なんですけれども、水着って男の子はパンツですし、女の子の場合も肩が出ております。だけれども、肩が出ない普通のTシャツ型のこういった水着もあります。

もう一つ、これ市長もお持ちかと思うんですが、紫外線をはかる、まあ小っちゃいんですけれど、これを先生が首からかけて、体育の時間にこうやって紫外線を当てまして、危ないなと思ったら、きょうは外での授業は短くしようと、そういうこともできると思うんですね。

それと、学校などでは、体育の時間は屋前後が多いかなと思うんですが、それを午前中の1時間目にするような学校があったりとか、いろいろ考えられるわけです。そういう情報をぜひ保育士や教員へ、また保護者や市民へ提供していただきたいと思うのですが、それについてお尋ねします。

それと、公民館のパソコンについてです。

これ前にも私はインターネット対応にしてほしいということで質問しました。今回も、最終的には困難と考えている。理由が、本来の目的が達成できなくなるって。本来の目的は何かというと、これマナビネットができるときに資料として教育委員会からもらったんですが、マナビネットによって施設の予約をする。それなんですけれども、それを、アンケートを教育委員会がされているんですが、実に公民館等の公共施設を使って予約、抽せんをしたというのは17%なんです。自宅や職場からが80%、8割の人が自宅や職場のパソコンを使っているわけです。それを見ても、せっかく公民館にあるパソコンをインターネットに対応させないというのは、e都市ランキング1位の岡山市として何かおかしいよなっていう気がするんですね。

昨年と比べてももうITはどんどん日進月歩で進んでいますので、ISDNからADSLに変わりました。お金的にも随分とやれるんじゃないかなというふうに思っております。

また、台数についてですけれども、IT講習をするということで公民館には10台のパソコンが配備されております。これ無線LANで使うはずなんですよね。そういうことを考えても、そこら辺の工夫の仕方、市民が自由にインターネットが使えるパソコンがふえる、そういう方向が考えられるのではないかと思いますので、あわせて質問します。

最後に、障害児の問題についてです。

今教育長の方から御答弁がありました。ボランティアと保護者、この線引きがなかなか難しいところにあると思うのです。学校で対応できているのか。保護者に頼んでいるところはないのか。その辺についてお伺いします。

以上で2回目の質問を終わります。（拍手）

P. 197

◎保健福祉局長（堀川幸茂君） 保護者への情報提供ということで、保育園には園便りがございまして、園便りで情報提供をやっておると。

今議員さん御指摘の情報の中身については、多少足りない部分があるのかなあという……（発言する者あり）園便りで情報を流しておることと、それから市民への情報提供でございますが、まあ健康問題でとらえるか、環境問題でとらえるかということもあろうかと思っておりますので、関係部局と相談しまして、オキシダント情報と同様に、市民の皆様にも情報提供ができる何かを考えてまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

P. 197

◎教育長（玉光源爾君） 再質問で3点のお尋ねです。

1点目は、今の紫外線の問題なんですけれど、この紫外線については先ほど申しましたように通達もございまして、その認識は十分持っておるわけです。

ただ、私が思うのに、時間割りの編成等がありますけれども、それでは水泳指導をどうするかといったときに、この点については非常に私自身も苦慮しております。

だから、十分このことについては、保護者に情報を提供する中で学校教育を進めていきたい、このように思っておるわけでありまして。

それから……（「教職員は」と呼ぶ者あり）もちろんこれは通達が出ておりますんで、これはもう学校は承知の上の話で、今のように申しました。

それから、2点目の公民館のパソコンの件ですけれども、今マナビネットを2月5日から開始をしまして、22万件余今入っておるわけなんです。それで、今の時間帯で申しますと、9時半から晩の11時までというようなことで、競合するというのは、やはり今のような申し込みをしていただく上で、現段階で1台でやっておるといことですので、これをインターネットへ接続するということについては、先ほど申しましたような問題をクリアしていかなければいかんという、そういうことを思っています。

それから、障害児につきましては、現実にはそれぞれ一人一人が違った問題を抱えておるといふふうに私は思っております。それから保護者の応援を得てという場合に、現実には学区外の児童・生徒を受け入れておるといふ関係もありまして、送り迎えをしてくださっておる保護者がおられます。その保護者が授業等にかかわってくださって、補助をしてくださっておるといふ例と、同時に授業に参加しておるといふ例があります。

一人一人の障害の問題点ということについて、学校全体での理解の中で障害児教育を進めていくという、これはただ担任一人ということではありません。学校全体でかかわっていくというその体制が



私は一番大事だろうというふうに思っております。

以上です。

〔 1 番下市香乃美君登壇〕

P. 198

◆ 1 番（下市香乃美君） 教育長に一言。

まあクリアして進めていきたいということですので、ぜひやってほしいというふうに思うんです。本当に知恵を使えばできますので、よろしくお願いします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）